

作業概要書

各業務の作業概要は次のとおりとする。

1 現場1次対応業務の概要

現場1次対応業務は要望者対応と軽微な1次作業を主な業務とする。

(1) 要望者対応

要望者対応は、本市からの要請に応じて実施するものとする。詳細は、【別紙5】「市民対応マニュアル」を参照し、市委託事業者として、責任を持って、丁寧に、適切に対応すること。

また、過去の区分ごとの要望数の実績については、下表【過年度実績表】のとおりとする。

【公園 過年度実績表】

[件数]

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
公園の利用に関する こと	363 (71)	382 (68)	435 (111)
除草・剪定等植栽に 関すること	728 (88)	807 (130)	794 (145)
遊具等施設に関する こと	1,079 (153)	1,223 (180)	1,190 (218)
合計	2,170 (312)	2,412 (378)	2,419 (653)

※()は千里南公園エリアの実績

上記区分ごとの要望件数に対する現場出勤回数の割合は、過年度の実績より、概ね下記のとおりとする。

区分	割合
公園の利用に関すること	3割程度
除草・剪定等植栽に関すること	5割程度
遊具等施設に関すること	2割程度

【道路 過年度実績表】

[件数]

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
除草・剪定等植栽に 関すること	583 (69)	481 (49)	352 (38)

※()は千里南公園エリアの実績

受注者は、開庁時間外(休日・平日 9:00~17:30 外)における市からの連絡に対して、対応可能な通信体制を整え、現地確認及び1次対応が可能となる体制を確保すること。市域全域の問い合わせ回数、主な内容は下記のとおりとする。

区分	回数(年平均)	主な内容
公園	10 回程度	倒木、落枝、枝折れ 公園トイレの漏水、詰り対応 遊具の破損
道路	5回程度	倒木、落枝、枝折れ

また、公園及び道路における倒木や、施設が起因する事故の際は、1次対応による安全確保と、市職員が到着するまで、被害状況等、把握に努め、消防、警察からの要請、聞取りについても協力すること。

(2)軽微な1次作業

主な軽微な作業は、以下のとおりとし、必要な資機材について、受注者側で準備し、出来る限り市民要望に対する早期の解決ができるよう努めること。

区分	要望内容	処理内容
公園	蜂の巣を除去してほしい	・注意喚起看板設置 ・殺虫剤にて処理 ・吹田市環境政策室に依頼(オオスズメ蜂の場合)
	公園の手洗いの水が止まらない	・使用禁止の貼り紙設置。 ・止水栓を閉める。
	カラスが巣を作っている	・注意喚起看板設置 ・剪定、伐採により除去(可能な時期)
	越境、支障枝の対応	・現地確認時に剪定
	不法投棄物	・張り紙設置(撤去命令) ・回収可能であれば、北苗圃へ運搬
	時計が止まっている	・張り紙設置(修理手配中)
	雨水桟つまり	・落葉が原因なら除去し、詰りを解消 ・その他土砂等が原因なら、できる限りの対応
道路	蜂の巣を除去してほしい	・注意喚起看板設置 ・殺虫剤にて処理 ・吹田市環境政策室に依頼(オオスズメ蜂の場合)
	カラスが巣を作っている	・注意喚起看板設置 ・剪定、伐採により除去(可能な時期)
	越境、支障枝の対応	・現地確認時に剪定

2 公園及び道路樹木管理業務の概要

樹木管理業務は樹木等保持業務、除草・低木剪定業務、高木剪定業務、梅林管理業務、苗圃管理業務、草花植付業務から構成される。

(1) 樹木等保持業務

市民等要望については、定期的な除草剪定以外の要望について、【別紙5】「市民対応マニュアル」を参考に対応すること。また、参考として過去の発注実績を【別紙8】に示す。

また、近年、大阪府内各所にて確認されているクビアカツヤカミキリ虫等、特定外来種の対応について、確認された場合、必要な措置等について、本市と協議の上、適切に対応すること。

(2) 除草・低木剪定業務

作業箇所は【別紙3】のとおりとする。また、これまでの作業期間については、概ね次とおりするが、市民要望、現地状況を考慮しながら、作業順も含めて作業時期、頻度について、この限りではないものとする。具体的な作業場所及び業務内容等については、【別図】及び【別紙数量表】に示す。

【公園作業】

① 除草

1回目 6月中旬 ～ 7月下旬

2回目 9月中旬 ～ 10月31日

② 低木剪定

春 5月中旬 ～ 7月下旬 ※花期が終わってから剪定すること。

秋 9月中旬 ～ 10月31日

除草1回目、春剪定施工完了後、月報提出に併せて、完了図書(施工写真)を提出すること。

また、3回目除草を実施している作業箇所は【別紙3】のとおりとし、作業時期については、1回目除草前を想定するが、現場状況により判断すること。

また、本市の公園等自主管理支援制度によるボランティア除草登録のある公園での作業の実施にあたっては、公園ボランティアと調整の上、作業日程、内容等を決定するものとする。なお、その登録状況については、本市から適宜情報提供するものとする。

【道路作業】

① 除草

1回目 6月下旬 ～ 7月末

2回目 10月初め ～ 11月中旬

② 低中木剪定

春 ～7月末

秋 10 月初め ～ 11 月中旬

除草1回目、春剪定施工完了後、月報提出に併せて、完了図書(施工写真)を提出すること。

(3)高木剪定業務

作業箇所は【別紙3】のとおりとする。これまでの作業期間については、概ね次とおりですが、市民要望、現地状況を考慮しながら、作業順も含めて作業時期、頻度については、この限りではないものとする。具体的な作業場所及び業務内容等については、【別図】及び【別紙数量表】に示す。

【公園作業】

～ 11月10日

【道路作業】

～ 10 月末(紅葉する前)

(4)梅林管理業務

作業箇所は【別紙3】のとおりとする。

作業詳細は、【別紙数量表】のとおりとし、以下に記すものとする。

- ・剪定 剪定は6月、11月、2月の年3回とし、樹形は盃形に整えること。
 - ・施肥 寒肥(2月)とするが、樹勢に応じ受注者の負担において適宜行うこと。
- また、業務に必要な作業用具等はすべて受注者の負担とする。

(5)苗圃管理業務

作業箇所は【別紙3】のとおりとする。

本業務は、管理区域内の良好な維持管理を目的とする。なお、主な作業内容は以下に記すものとする。

- ・灌水作業
- ・施肥作業
- ・除草および耕起作業
- ・剪定作業
- ・病虫害防除作業
- ・苗植樹および移植作業
- ・公共施設緑化樹搬出作業の協力
- ・土壌改良作業
- ・苗圃周辺斜面除草作業
- ・草花育成及び植付作業

・事務所、倉庫等の清掃および整理整頓

・南千里駅前公共広場内の清掃、灌水作業(夏季渇水時のみ)及び除草作業。

また、業務に必要な作業用具等はすべて受注者の負担とする。なお、作業詳細について、【別紙数量表】のとおりとする。

(6)草花植付業務

作業箇所は【別紙3】のとおりとする。

ア 工程管理

①作業は【別紙数量表】のとおりであるが、十分に精査し、むらのないよう適切な管理に努めなければならない。また、草花植付のデザインも条件に応じて作成し、本市と打ち合わせのうえ決定しなければならない。なお、12月のハボタンについては、指定とする。

②受注者は業務完了後、作業種目等をまとめた業務月報を提出しなければならない。

イ 写真管理

①業務写真撮影にあつては、本市と協議の上、時期頻度を決定し、各工種、一定の場所から撮影を行わなければならない。また、撮影の際は背景等に十分配慮し、段階的に第三者に十分わかるようにしなければならない。なお、業務写真の撮影項目等は、下表【撮影項目】のとおりとする。

【撮影項目】

種別	撮影項目	撮影箇所
施工前	全景および部分写真	各作業場所で代表する箇所適宜
施工後		
施工中	作業中の写真	

② 業務写真は、業務の施工順序に従い、各工種に系統だて整理し、提出すること。

ウ 業務内容

草花植付・配布等おもな工種の留意点は、次のとおりとし、作業詳細については、【別紙数量表】のとおりとする。

①草花植付

草花の植え付けから引き抜きまでの一連の作業。植付前には下地を十分に耕し、ごみ、がれきその他生育に支障となるものを取り除いた後、土塊を砕き整地しなければならない。また開花時に花が均等になるように植え付け、植付時に容易に根が抜けないように軽く押さえて、静かに灌水しなければならない。

草花の品質に関しては、品種、花の色・形態が品質管理されたもので粒径がそろって

いるものとする。

②維持管理

灌水工 :草花を乾害から保護し、良好な生育を確保するために、花苗を傷めないよう株間にたっぷり灌水し、水を根まで浸透させるように定期的に灌水を行うこと。

巡回管理:草花の健全な生育および対象地の美観を保つために定期的に巡回し、除草、花殻摘み、清掃、根直しなどの作業を行うこと。除草は、花苗を傷めないよう、根から雑草を抜き取る。花殻摘みは次に咲く花の障害となり、また病気の原因ともなるしおれた花殻をひとつずつ摘み取る。清掃は、花壇地面に落ちた枯花、枯葉や風による飛来ゴミ等を取り除く。

エ 草花類の品質規格について

草花等の使用材料については、使用前に本市の検査を受け、それに合格したものでなければならない。また草花類については下表【草花類の品質規格表】の規格表に準じなければならない。それに伴う草花等の納品書は、整理し提出しなければならない。また、業務に必要な作業用具等はすべて受注者の負担とする。

【草花類の品質規格表】

項目	規格
形態	植物種の特性に応じた適正な形態であること
花	花芽の着花が良好か、もしくは花及びつぼみが植物種の特性に応じた正常な形態や花色であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や衰弱した葉がなくいきいきとしていること。
根	根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。
病害	発生がないもの。
虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

オ 後片付けおよび検査

作業が完了したときは、後片付けを完全に行い、本市の検査を受けなければならない。監督員が手直しの必要があると認めた場合には、不合格の箇所を所定の期間までに完全に手直ししなければならない。これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

カ 安全対策

園内等へ車両を乗り入れるときは、交通安全対策について常に留意し、交通事故防止に努めなければならない。

(7)各業務の共通作業の留意点について

ア 低中木剪定

- (ア) 低中木剪定は占有する空間の制限、特別な樹形の保持、生育、開花等の調整、病虫害および枯損枝の発生防止を目的とする。
- (イ) 生垣等の剪定は水系等を用いて監督員の指示する刈高、刈幅に刈り込むこと。
- (ウ) 生垣剪定は枯れ枝等を切り取った後、上面は平らに刈り、側面は上部の方が下部より狭くなるように刈り込むこと。

イ 高木剪定

- (ア) 高木剪定は、占有する空間の制限、風圧による転倒などの予防、特別な樹形の保持、生育、開花等の調整、病虫害及び枯損枝の発生防止を目的とする。
- (イ) 頂枝は一つにすること。
- (ウ) 樹勢を衰弱させる徒長枝、土用芽(ヒコバエ)、幹吹き等は剪定する。
- (エ) 病虫害による被害のある枝で、その生育及び感染して、他の樹木の生育に害を及ぼす恐れのあるものは切除すること。
- (オ) 古枝で先端部が大きな瘤になっているもの、又は割れ、腐れ等がある場合は、古枝の途中に良い方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を除去し若い枝に切り返すものとする。
- (カ) 樹姿および樹形の仕立て方は監督員が指示した場合を除き自然樹形とする。

ウ 支障枝撤去

- (ア) 切断箇所の表皮が剥離しないよう、切断予定箇所の50cm 上であらかじめ切断し、枝先の重量を軽くしたうえ切除する。なお、切断箇所は本市の指示の他は原則として幹際とする。

エ 除草

- (ア) 除草は美観維持と植栽地内の植栽植物の健全育成、雑草繁茂の防止、草地区域の草丈抑制を目的とする。
- (イ) 除草に着手する前に除草区域内にある石、空き缶等の障害物はあらかじめ取り除くこと。
- (ウ) 樹木、生垣、柵等に絡んでいるつる性雑草等もきれいに除去すること。
- (エ) 刈りむら、刈り残しのないように均一に刈り込むこと。刈高は監督員の指示のほかは原則として、地際とする。
- (オ) 人力による抜根除草は植込地、植柵内の地際より繁茂している雑草類の根株を残さないように、人力により抜き取ること。
- (カ) 抜根除草は樹木類(地被類含む)を痛めないように十分注意しながら行い、その抜き

跡は凹凸のないように付近の土で埋め戻すこと。

(キ) 器具等で樹木、施設等を損傷しないように十分注意すること。

オ 支柱

(ア) 支柱は十分に効果を発揮するように地中に十分打ち込み、堅固に組み立てること。

カ 支柱撤去

(ア) 支柱の取り外しは樹木を損傷しないように十分注意し、根本より完全に引き抜くこと。

キ その他

(ア) 除草、剪定した刈草、枝葉、ゴミ等の処分については監督員の指示に従いすみやかに処分すること。

(イ) ブロアー等の使用については粉塵、騒音などの防止に努めるとともに、通行人、民家駐車場等の近くで使用することを禁ずる。

(8) 資源循環エネルギーセンターへの搬入について

資源循環エネルギーセンター(以下「センター」と言う)への搬入については次のとおりとし、搬入許可条件を厳守すること。

ア 搬入時間

午前9時 00分 ~ 午前11時30分

午後12時 45分 ~ 午後 3時30分

イ ゴミの種類

剪定業務で発生した刈草、枝

ウ 搬入確認願

同センターに搬入の際は、通し番号で管理した搬入許可願を提出すること。

エ 搬入許可条件

枝等は直径7cm 以下および長さ50cm 以下にすることはもちろん、運搬時にゴミが散乱しないようシート等を掛けること。

3 清掃業務の概要

清掃業務は園内落葉清掃業務、公園等清掃業務から構成される。

(1) 園内落葉清掃業務

作業箇所は【別紙3】のとおりとする。また、これまでの作業期間及び作業詳細については、【別紙数量表】のとおりするが、市民要望、現地状況を考慮しながら、作業順も含めて作業時期、頻度について、この限りではないものとする。

ア 業務内容

(ア) 作業期間 ~1月中旬

(イ)作業内容

美観維持と排水路の詰まりの防止および園路、広場等の利用者の安全確保を目的とする。清掃区域内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除くこと。

また、落葉搬出のために園内等へ車両を乗り入れる時は最徐行とし、人身事故等のないように最善の注意を払うこと。

(2)公園等清掃業務

作業箇所は【別紙3】のとおりとする。また、これまでの作業詳細については、【別紙数量表】のとおりするが、市民要望、現地状況を考慮しながら、作業順も含めて作業時期、頻度について、この限りではないものとする。

ア 業務内容

(ア)作業期間：

4月1日から翌年3月31日まで(12月29日から1月3日を除く)

(イ)作業内容：

公園管理区域内の清掃及びくずかご・吸い殻入れ周辺のごみの清掃。清掃場所及び作業日等は、別途協議すること。

(ウ)遵守事項

- a 作業時間は、原則月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時30分までとする。
- b 公園管理区域内において、公園施設等に支障および危険か所を確認した場合は、速やかに本市に報告しなければならない。

4 その他業務の概要

その他業務は公園施設の巡回作業と災害時の協力体制の確保から構成される。

(1)巡回作業

公園内での各種作業の際、【別紙9】「吹田市公園安全点検マニュアル」【日常点検】を参考に、目視や触診等により施設、樹木の簡易な老朽化チェックを行い、異常が確認できた場合は、速やかに本市に報告すること。

(2)災害時の協力体制の確保

地震、台風、大雨等による自然災害により、本市からの要請があった際には、グループ内で即時対応できるよう体制の確保及びエリア内の公園、道路のパトロール等協力し、本市に報告すること。